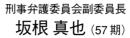
刑弁でGO/第3回

トピック

取調ベメモについての最高裁決定





公判前整理手続における証拠開示について,特に 「取調ベメモ」を巡って,重要な最高裁決定が相次 いでいます。ここでいう「取調ベメモ」とは,取調 べにあたって捜査官が供述内容や経過などを記載し ておくメモのことです。公判前整理手続が導入され る前では,このようなメモが弁護人に開示されるこ となど考えられませんでした。しかし,取調官作成 のメモは,任意性や特信性の争いはもちろん,証人 の供述の信用性を検討する重要な証拠となり得ま す。

今回は、一連の最高裁決定を紹介します。

一番最初に出た画期的な決定が、平成19年12月 25日付決定(判時1996号157頁)です。「刑訴法 316条の26第1項の証拠開示命令の対象となる証拠 は、必ずしも検察官が現に保管している証拠に限ら れず、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手 した書面等であって、公務員が職務上現に保管し、 かつ、検察官において入手が容易なものを含むと解 するのが相当である。| 「取調警察官が、同条(犯罪 捜査規範13条)に基づき作成した備忘録であって、 取調べの経過その他参考となるべき事項が記録さ れ、捜査機関において保管されている書面は、個人 的メモの域を超え、捜査関係の公文書ということが できる。これに該当する備忘録については、当該事 件の公判審理において、当該取調べ状況に関する証 拠調べが行われる場合には, 証拠開示の対象となり 得るものと解するのが相当である。」としました。

しかし、その後、犯罪捜査規範13条に該当するか

どうかを誰が判断するかについて、争いが生じました。その点について、最高裁は、平成20年6月25日付決定(判時2014号155頁)で判断を示しました。「警察官が捜査の過程で作成し保管するメモが証拠開示命令の対象となるものであるか否かの判断は、裁判所が行うべきものであるから、裁判所は、その判断をするために必要があると認めるときは、検察官に対し、同メモの提示を命ずることができるというべきである。」としました。

さらに、実際に作成されたメモが、開示すべきものかどうかの判断基準として、平成20年9月30日付決定(裁判所ウェブサイト掲載)は、警察官が私費で購入した大学ノートをメモとして利用し、その後自宅で保管していたメモについて「本件メモは、B警察官が、警察官としての職務を執行するに際して、その職務の執行のために作成したものであり、その意味で公的な性質を有するものであって、職務上保管しているものというべきである。」としました(なお、本決定の補足意見には、開示の必要性の判断について有意義な指摘がなされています。)。

これらの最高裁決定からは、取調官がその取調べ という職務を執行するに際して作成されたメモは、 原則として証拠開示の対象となると考えるべきで す。

任意性を争う場合は被告人についての取調ベメモ の開示を求めましょう。

また, 共犯者や関係者の供述の供述経過を検討したいときにも, 積極的に開示を求めましょう。

刑事弁護体験談

性犯罪での刑事弁護を経験して

刑事弁護委員会委員前田 領(60期)

事案はこういうものでした。前科・前歴もなく、社会的に地位もあり、妻も子供もいる男性が被告人です。彼が自分の部下の女性に思いを寄せ、写真を隠し撮りしたり、家の鍵を盗んで侵入し、女性を待ち伏せした挙げ句、強姦に着手しましたが、泣き叫ぶ女性を見てかわいそうになり中止したという事件です。その控訴審を事務所の弁護士らとともに3人で受けました。

本件は第1審段階で、女性に多額の金員を支払った ものの示談に至らなかったという経緯があり、控訴審 での活動はかなり限定されていました。

事務所の弁護士との打ち合わせで、私の担当は「被告人質問」と「妻の上申書作成」になりました。とりあえず、週1回は必ず接見に行き、妻と密に連絡をとりました。接見では記録を見ながら彼の主張を聞き、また現在の家族の状況を伝えていました。毎週接見に行き、同じような話をくりかえす中で、彼の言葉が増えていったように思います。

控訴趣意書の作成も終えたある日、接見中に突然 被告人が泣き出しました。

私はどうしていいのかわからず、ただ彼の言葉に耳 を傾けていました。

彼が絞り出すように話した言葉は「どうしてこんなことをしてしまったのでしょうか」「これから家族はどうなるのでしょう」「私はどうすればいいのでしょうか」。これらの問いに、私は何の答えも持っていません。そもそも私への問いではなかったのでしょう。

私の目には彼の後悔・反省がはっきり見えるのに、 第1審の裁判所には「あなたは反省していない」と断 定されたことを彼はずっと気にしていました。ですか ら、彼のその気持ちが裁判所に届くような被告人質問 にしよう、と目標を立て、その上で一生懸命考え、練 習し、本番に臨みました。

しかし, 控訴審の壁は厚く, 控訴は棄却され, 未決 勾留日数もそれほど算入してももらえず, 裁判所に彼 の気持ちが伝わったのかさえわかりませんでした。

判決後、接見に行ったとき、彼は「先生には本当に感謝しています。もう思い残すことはありません」と言った後、躊躇しつつも「これからも私が出るまでの間、少しだけでいいですから妻の力になってくれませんか」と切り出しました。

刑事弁護人としては、控訴審が終了した段階で、 すべきことも、できることもないはずで、私は答えに 詰まりました。そして、彼と十分に話し合った後、 「何もできませんが、たまにメールくらいなら」と言 ってしまいました。

その後, たまに妻から「夫の行き先 (刑務所) が決まりました」「私の就職が決まりました」などご報告を受けています。

私は、縁があるのか、女性の割に性犯罪事件を担当させていただくことが多いように思います。被告人からすると、「女性の弁護士に弁護してもらうのは申し訳ない」「ちゃんと弁護してくれるのか不安がある」などの理由で、最初は、女性である私が弁護人になることに躊躇を覚える方もいらっしゃいました。でも、最終的には、性犯罪事件を女性が弁護したから、という理由で被疑者・被告人と信頼関係が築けなかったことはないように感じています。

刑事事件を通して「人と向き合い」,「人に触れ」, 「人が何かをさがしていくことをそばで見ていること ができる」ことがあります。

私にとって、やっぱり刑事弁護はやりがいがある 仕事なのです。